

従業員が新型コロナウイルスに感染したとき

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応についてポイントを示したものです。**実際の対応は、保健所の指示に従ってください。**

新型コロナウイルス感染者の発生が判明

医療機関から感染した従業員に連絡

感染した従業員が勤務先へ報告

医療機関が保健所へ発生届を提出

保健所から勤務先に、感染した従業員の感染経緯・症状等の聞き取り調査や、協力要請の**連絡が入る。**

保健所調査への協力

従業員の方から感染の報告があったら、下記の①～④について事前にご準備ください。
(②～④により、**保健所が濃厚接触者に該当する方を判断していきます。**)

- ①保健所との連絡窓口担当者を決める
- ②従業員のリスト(派遣社員含む)
(住所・氏名・生年月日・年齢・性別・連絡先・所属・症状の有無 等)
- ③勤務時間等がわかるもの(シフト表や出勤簿)
- ④フロア見取り図(座席表や作業配置図)

事業所の消毒

保健所の指示により感染が発生した事業者自らが消毒を行います。
詳しくは「従業員に感染者が発生した時の施設の消毒について」をご覧ください。

従業員が濃厚接触者と判断された場合

保健所が指定した医療機関で、PCR 検査を受けていただきます。
(濃厚接触者となるかどうかは、調査等を元に保健所が総合的に判断・決定します。)
また、濃厚接触者は、感染者との最終接触日から2週間、学校や仕事を休み、不要不急の外出を控え、自宅で健康観察をしてください。

職場復帰について

感染者については、**保健所の指示に従ってください。**
濃厚接触者については、**保健所の指示を受け、2週間経過後、体調を確認しながら復帰させてください。**

事業者は従業員に感染症についての正しい情報を伝え、感染者の人権が周囲の人から侵害されることのないように配慮をお願いします。